

中國古代に於ける郷飲酒の概念形成について ——『儀禮』『禮記』の關係を中心にして——

佐川繩子

序言

『禮記』には、一般に『儀禮』に收録されている儀禮の解釋とされる「義」と冠した篇があるが、兩者が如何なる關係にあるかは確定していない。

また、今日に至るまで、文獻としての禮研究の對象は「三禮」であり、それは今後も不變であることは異論の無いところであろう。しかし周知のように「三禮」とはその注釋者である鄭玄の創始した概念であり、その是非については論のあるところであるが、具體的儀禮の手順を記載した『儀禮』・周室行政典範たる『周禮』・具體的儀禮のみならず倫理道德の一概念である禮に關する雜記たる『禮記』という内容性質の異なる「三禮」を構成する各文獻については、鄭玄以前と以後とで明確にその解釋を分離できるはずである。

本稿は郷飲酒を取り上げ、『儀禮』郷飲酒禮篇と『禮記』郷飲酒義篇の關係を探ると同時に、「三禮」とその前との分離といふ觀點から、その概念規定を試みるものである。なお本稿で對象にしているのは、郷飲酒が實際に行われていたのか否か、またその實態はどのようなものであったか、という事實としての郷飲酒ではなく、文獻に見えてい

る概念としての郷飲酒である。

一 『儀禮』郷飲酒禮篇に見える儀禮

『儀禮』郷飲酒禮篇の「經」より禮の内容を概観しつつその特色を理解してゆく。「經」は連續する一つの儀禮とその後文とに分けられるが、前者を（一）飲前の儀から（五）飲後の儀までとし、後者を（六）付記と（七）明日の儀とした。

（一）飲前の儀

①謀賓・戒賓。②陳設。③速賓・迎賓・拜至。

賓・介が決定し、兩者に禮の實行が告げられる。器物と人物の席を設置する。主人と賓客である賓・介・衆賓が會場に入る。

（二）飲酒の儀・第一段

①主人獻賓。②賓酢主人。③主人酬賓。④主人獻介。⑤介酢主人。

（六）主人獻來賓。

主人と賓、主人と介、主人から衆賓へ、と主人と賓客の間での獻酬が行われる。

獻・酢には爵を用い、酢には觶を用いるという飲酒器の別が確認できる。

(三) 飲酒の儀・第一段

①一人舉觶。②升歌三終及獻工。③笙奏三終及獻笙。④閒歌。⑤合樂及告樂備。⑥司正安賓。⑦司正表位。⑧賓酬主人。⁽⁵⁾⑨主人酬介。⑩介酬衆賓、衆賓旅酬。

人が賓の席に酒を薦める。工と笙によつて樂が行われる。司正が立てられ、賓から主人、主人から介、介から衆賓へと酒を薦めてゆく旅酬が行われる。

(四) 飲酒の儀・第三段

①二人舉觶。②徹俎。③坐燕。

人が賓と介に觶を薦める。第一段での飲酒の際に薦められた俎を片付ける。數の決まりの無い飲酒が行われる。

ここで突如として邊者が禮に參與する。諸公・大夫であれば俎を薦められていたことになつてゐるが、前段の旅酬に邊者の參加したことは見えず、いつ飲酒したのか不明である。

(五) 飲後の儀

○賓が退場する。

(六) 付記

○賓客に邊者の諸公・大夫がいた場合、一人舉觶の後に入ることと席に關する作法。

工・笙が入門する時の作法の相違などから、爵位が尊重されていることが理解でき、主人・賓・介・衆賓は大夫より下位の者であると推測される。

(七) 明日の儀

○明日、賓は主人に挨拶し、その後主人は司正を勞うための禮を行ふ。

以上が儀禮の概略であるが、「經」からは人物・時期・場所の具體的設定、及び儀禮の目的は不明である。大夫より下位の者が行う禮であらうことと、飲酒の作法等に付隨して現れる人物の關係を知るに過ぎず、それらの行為から特定の意味を汲み取ることはできない。たゞ、儀禮に現れる動きと、翌日に賓が主人の所に出向いて謝禮を行うことから、儀禮の中心は主人と賓との關係にあると言えるのみである。「記」に「謀賓介、皆使能」とあることより「經」を解せば、賓・介と衆賓との違いは能者であるか否かとなる。

二 鄉飲酒の定義について

郷飲酒とは、どう定義されているかを、鄭玄以來の基本的解釋について検討する。

『儀禮』郷飲酒篇賈疏所引三禮目錄には、

諸侯之鄉大夫、三年大比獻賢者能者於其君、以禮賓之、與之飲酒。
(諸侯の郷大夫、三年大比に賢者能者を其の君に獻するに、禮を以て之を賓とし、之と飲酒す。)

とある。この根據はその『儀禮』の注に引くように、『周禮』地官・郷大夫の、

郷大夫之職。……三年則大比。考其德行道藝、而與賢者能者。鄉老及郷大夫、帥其吏與其衆寡、以禮賓之。厥明、郷老及郷大夫群吏、獻賢能之書於王。(郷大夫の職。……三年なれば則ち大比す。其の德行道藝を考へ、賢者能者を與す。郷老及び郷大夫、其の吏と其の衆寡とを帥るて、禮を以て之を禮賓す。厥の明、郷老及び郷大夫群吏、賢能の書を王に獻す。)

という記述である。郷大夫は三年ごとの大比の際に賢者能者を君主に

申告するが、その前日に「鄉老及び鄉大夫、其の吏と其の衆寡とを帥るて、禮を以て之を禮賓する。鄭玄はこれに注して鄉飲酒の禮によつて「禮賓」するし、『儀禮』郷飲酒禮篇を周代の行政單位の一つの鄉の長である鄉大夫が三年大比の際に、賢者能者を賓客として行う禮と解釋する。また、『禮記』郷飲酒義篇孔疏所引三禮目録には、

名曰鄉飲酒義者、以其記鄉大夫飲賓於庠序之禮、尊賢養老之義。

(名をば郷飲酒義と曰ふ者は、其の鄉大夫賓を庠序に飲ましむるの禮、尊賢養老の義を記すを以てす。)

とあり、三年大比に限らず郷大夫が庠序で行う禮であつて、尊賢養老の意義を有するとする。孔穎達はその下文に「但此篇前後凡有四事。一則三年賓賢能。二則卿大夫飲國中賢者。三則州長習射飲酒也。四則黨正蜡祭飲酒。總而言之、皆謂郷飲酒」と言うが、この四事は郷飲酒義の鄭玄注に見えるものである。ここに、郷飲酒には四種あるが「儀禮」郷飲酒篇はその内の一つであり、郷飲酒義篇が郷飲酒禮篇のみを説くのではないとする鄭玄の認識が明示される。そしてこの四種の規定は、『儀禮』賈公彥疏にも「凡郷飲酒之禮、其名有四。案、此賓賢能謂之郷飲酒、一也。又案、郷飲酒義云六十者坐、五十者立侍、是黨正飲酒亦謂之郷飲酒、二也。鄉射州長春秋習射於序、先行郷飲酒、亦謂之郷飲酒、三也。案、郷飲酒義又有卿大夫士飲國中賢者用郷飲酒、四也。」とあるのと一致するが、これは兩者が共に鄭玄注に忠實であるとの現れであろう。

以下にこの四種の設定についてその根據を見てゆくが、「一」の「三年賢能を賓とす」の禮は、『儀禮』郷飲酒禮篇に相當する。

「二」の「卿大夫國中の賢者と飲す」は、諸文獻には同様の記載が見られない。『禮記』郷飲酒義篇の「鄉人士君子」に鄭玄が注して「君子者六豆是也。必正之者、爲民三時務農、將闕於禮、至此農隙

子、謂卿大夫士也。卿大夫士飲國中賢者、亦用此禮也」とするだけであるが、これは鄭玄の句讀の誤りより生じた説である。¹²『禮記』射義篇には、「古者諸侯之射也。必先行燕禮。卿大夫士之射也、必先行

鄉飲酒之禮。」¹³とあり、ここに國中の賢者と飲酒するとは記されていないが、鄭玄はこれを以て「君子」に「卿大夫士」を當てたのである。

「三」の「州長射を習ふに飲酒するなり」については、『周禮』地官・州長に

春秋以禮會民、而射於州序。

とあるが、鄭玄はこれを「儀禮」郷射禮篇だとする。¹⁴鄭玄の意識としては州長の禮は郷射であつたと思われるが、おそらくは『禮記』郷飲酒義篇に「合諸鄉射、教之鄉飲酒之禮」として共に擧げることから、郷射をも郷飲酒に包摶させたのであろう。それを孔疏は「州長射を習ふに飲酒するなり」と確定する。なお、『儀禮』郷射禮篇では、射の前に飲酒が行われる。先の『禮記』射義篇の記述からも、射の前に郷飲酒が行われたとは言える。

「四」の「黨正蜡祭の飲酒」については、『周禮』地官・黨正に

國索鬼神而祭祀、謂歲十二月大蜡之時、建亥之月也。正齒位者、鄉飲酒義所謂六十者坐、五十者立侍。六十者三豆、七十者四豆、九十者六豆是也。必正之者、爲民三時務農、將闕於禮、至此農隙

とあり、その鄭玄注に

國索鬼神而祭祀、謂歲十二月大蜡之時、建亥之月也。正齒位者、鄉飲酒義所謂六十者坐、五十者立侍。六十者三豆、七十者四豆、九十者六豆是也。必正之者、爲民三時務農、將闕於禮、至此農隙

而教之尊長養老、見孝悌之道也。（國素鬼神而祭祀は、歲十二月大蜡の時、建亥の月を謂ふなり。正齒位なる者は、鄉飲酒義之所謂六十は坐し、五十は立ちて侍る。六十は三豆、七十は四豆、九十は六豆は、是れなり。必ず之を正す者は、民三時農に務め、將に禮に闕けんとす、此れ農隙に至りて之に尊長養老を教へ、孝悌の道を見さんが爲なり。）

ある。鄭玄は「正齒位者、鄉飲酒義所謂云々」と言い、明らかに黨正の飲酒を鄉飲酒と見ている。それは「正齒位」の具體性を『禮記』鄉飲酒義篇に見える年齢による所作の違いを示す記述に求めているからである。

以上の鄭注・孔疏・賈疏の定義によれば鄉飲酒とは、周代の行政區畫である鄉・黨・州でその長が行う飲酒、及び卿大夫が賢者と行う飲酒の名であつて、その意義を説いたものが『禮記』鄉飲酒義篇で、就中鄉の長である鄉大夫が三年大比の際に行う飲酒の具體的進行を記したのが『儀禮』鄉飲酒禮篇であることになる。しかし、この『周禮』を根據とする鄉飲酒の定義は、『周禮』を禮の經とし『儀禮』を禮の記とした鄭玄の三禮の枠組みの中でのみ存在できるものである。『周禮』鄉大夫では「厥の明、鄉老及び鄉大夫群吏、賢能の書を王に獻じた上に「退きて鄉射の禮を以て、五物もて衆庶を諭」るよう「禮賓」の翌日にも行うべきことがあるが、「經」でも翌日に賓が謝禮に來る上に司正を勞う禮を行うのであり、一日のうちに兩者が規定する禮を行えるかという物理的な問題がある。更に『周禮』の鄉大夫は卿であることからも、『儀禮』鄉飲酒禮篇が『周禮』の三年大比の禮賓ではないことは明白である。

また、朱熹『儀禮經傳通解』儀禮經傳目錄には、

呂大臨曰、鄉人凡有會聚、皆嘗行此禮。恐不止四事、論語載鄉人飲酒、杖者出、斯出矣。亦指鄉人而言之。

と言い、呂大臨の『論語』鄉黨篇の「鄉人飲酒」によつて鄉飲酒を鄉里鄉黨という地域集團で行われる飲酒の總稱とする定義を提示する。⁽²⁾ 先に述べた『儀禮』鄉飲酒禮篇の内容を考えるに、呂大臨の言うように鄉黨という集團を背景にするとしても、その目的はそこから特定の人物の差別化を図ることにあると考えられる。假に鄉飲酒を鄉黨で行う飲酒の總稱であるとしても、『儀禮』鄉飲酒禮篇はその中でも限定された儀禮の進行を記したものであることは歴然としている。⁽³⁾

三 『禮記』鄉飲酒義篇と『儀禮』鄉飲酒禮篇の關係について

先の注疏による鄉飲酒の規定によれば、『禮記』鄉飲酒義篇には、『儀禮』鄉飲酒禮篇と一致する記述と、一致しない記述とが存在していることになっている。孔穎達は「從冠義以來、皆記者疊出儀禮經文、每於一事之下釋明儀禮經義。每義皆舉經文於上、陳其義於下、以釋之也。他皆倣此也」として、『禮記』の經文は『儀禮』の經文を擧げてその意義を説く形式であるとするが、鄉飲酒義篇（以下本節では『禮記』）中の『儀禮』鄉飲酒禮篇（同『儀禮』經文を擧げてその意義を説くとされている箇所にも、嚴密には經文と一致しないものがある。以下にその『禮記』經文を擧げて検討してゆく。

主人拜迎賓于庠門之外、入三揖而后至階、三讓而后升、所以致尊讓也。盥洗揚鱗、所以致絜也。（主人拜して賓を庠門の外に迎へ、入りて三揖して后に階に至り、三讓して后に升るは、尊讓を致す所以なり。盥洗して鱗を揚ぐるは、絜を致す所以なり。）

主人と賓が入門し、堂上で主人が賓に酒を薦めるという、『儀禮』の飲前の儀の迎賓・拜至から飲酒の儀・第一段の主人獻賓に相當する儀節について説かれる。「盥洗して解を揚ぐる」は、主人獻賓に相當するが『儀禮』の該當箇所では「爵」を使用している。『儀禮』で解を用いるのは、主人酬賓の場合である。⁽²⁾

卒解致賓、於西階上、言是席之正、非專爲飲食也。(解を卒し實を致すに、西階の上に於いてするは、是れ席の正は、専ら飲食の爲にするに非ざるを言ふなり。)

『儀禮』の主人獻賓は、賓は西階の上で酒を飲み干すが、使用するのは「爵」である。⁽²⁾ 主人酬賓では西階の上ではあるが、主人が酒を入れた解をその席に薦めても、賓は手には取るが、飲むことはしない。⁽²⁾

また主人が酒を飲む場合は、西階の上ではない。以上のように『禮記』『儀禮』の間で、用いる飲酒器が一致しない。『儀禮』の記にも「獻用爵、其他用解。」として飲酒器の別を示す。孫希旦『禮記集解』は、「獻酢以爵、酬以解。此言獻賓而曰解者、以解與爵俱所以盛酒故通而言之。(獻酢には爵を以てし、酬には解を以てす。此に獻賓を言ひて解を曰ふ者は、解と爵とは併に酒を盛る所以を以ての故に通じて之を言ふ。)」と言うが、基本的には飲酒器の總稱は「爵」とされており、『儀禮』でも坐燕の記述の中で「無算爵(爵を算する無し)」として、「解」を「爵」に言い換えている。そして身分の上下關係を示すものでもある飲酒器の區別は、禮の性質上嚴然なものであると考えられることからも、「爵」を「解」と言い代えることは理解し難く、用いる飲酒器の規定が『禮記』と『儀禮』とでは異なると考えるのが自然である。

主人者尊賓。故坐賓於西北、而坐介於西南、以輔賓。賓者接人以義者也。故坐於東北。主人者接人以仁、以德厚者也。故坐於東

南、而坐僕於東北、以輔主人也。(主人なる者は賓を尊ぶ。故に賓を西北に坐さしめ、介を西南に坐さしめ、以て賓を輔けしむ。賓なる者は人に接するに義を以てする者なり。故に西北に坐す。主人なる者は人に接するに仁を以てし、德厚を以てする者なり。故に東南に坐し、僕を東北に坐さしめ、以て主人を輔けしむるなり。)

主人・賓・介・僕の四者についてその席の位置する方角の意義を説くが、『儀禮』には「乃席賓・主人・介・衆賓之席、皆不屬焉(乃ち賓・主人・介に席しく。衆賓の席は、皆屬かず)」とあるだけで、その位置を明記しない。因つて『禮記』は「儀禮」に無い席を補つてゐるか、或いはこれが本來の郷飲酒の席である、ということが考えられる。しかし、全く別の禮を對象にしていることも考えられる。『禮記』で、席の位置を明記されているのは賓・介・主人・僕の四者だが、『儀禮』では席の位置の指示はなくとも、席があるとされるのは主人・賓・介・衆賓の四者である。『禮記』ではこの内の衆賓の席には觸れず、代わりに僕の席を擧げる。この「僕」とは、『儀禮』の鄭玄注に、「今文邊爲僕」とあることから『儀禮』の「邊者」であるとされている。しかし『儀禮』の「邊者」は賓客であつて、『禮記』に「主人を輔ぐ」とある人物とは考え難い。また、邊者は儀禮の途中の一人舉解以後に參與する上に、不定の參加者とされる。そして『儀禮』では、あくまでも禮の中心人物は主人とそれに對する三種の賓客であり、中でも賓に重きをおく。よつて『儀禮』の「邊者」をこの「僕」に當てるのは適當ではなく、別の人物を指すのではないかと考えられる。「僕」に該當する人物は『儀禮』には見出だせず、衆賓の席を扱わないとを考えると、この記述は郷飲酒を對象にしていても、それは

『儀禮』郷飲酒禮篇ではないと言える。

賓必南鄉。東方者春、春之爲言誠也。產萬物者聖也。南方者夏、

夏之爲言假也。養之長之假之仁也。西方者秋、秋之爲言慤也。慤

之以時察、守義者也。北方者冬、冬之爲言中也。中者藏也。是以

天子之立也、左聖鄉仁、右義背藏也。(賓は必ず南鄉す。東方な

る者は春、春の言爲る誠なり。萬物を産む者は聖なり。南方なる

者は夏、夏の言爲る假なり。之を養ひ之を長じ之を假にするは仁

なり。西方なる者は秋、秋の言爲る慤なり。之を慤むるに時を以

て察なるは、義を守る者なり。北方なる者は冬、冬の言爲る中な

り。中なる者は藏なり。是を以て天子の立つるや、聖を左にし仁

に鄉ひ、義を右にし藏に背くなり。)

賓の向きについて説くが、「賓」に「天子」を相當させる。『儀禮』

には天子の參與に關する記述は無く、また郷黨で行わることを考えると、ここに天子を登場させる必然性はない。これは、本来郷飲酒ではない禮の席次を説いたものか、編者が何事かを郷飲酒に寄託したかであろうが、實際のところは不明である。(註)

郷飲酒之禮。六十者坐、五十者立侍。以聽政役、所以明尊長也。

六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也。(郷飲酒の禮。六十の者は坐し、五十の者は立ちて侍り、以て政役を聽くは、尊長を明らかにする所以なり。六十の者は三豆、七十の者は四豆、八十の者は五豆、九十の者は六豆なるは、養老を明らかにする所以なり。)

年齢により立ち居を違えることと、年が長ずるに従い俎豆の數が増えることを記す。その鄭玄注には「此說郷飲酒、謂黨正國索鬼神而祭祀、則以禮屬民、而飲酒於序、以正齒位之禮也」として、黨で行う飲

酒であつて郷大夫の行う「儀禮」郷飲酒禮篇とは異なるとする。實際に、この記述は「儀禮」とは一致する箇所がなく、全く別の禮について述べている。

孔子曰、吾觀於鄉、而後知王道之易易也。主人親遠賓及介、而衆賓自從之。至于門外、主人拜賓及介、而衆賓自入。貴賤之義別矣。……工入升歌三終、主人獻之。笙人三終、主人獻之。聞歌三終、合樂三終、工告樂備、遂出。一人揚鱗、乃立司正焉。知其能和樂而不流也。賓酬主人、主人酬介、介酬衆賓。少長以齒、終於沃洗者焉。知其能弟長、而無遺矣。……賓出、主人拜送、節文終遂焉。知其能安燕而不亂也。(孔子曰く、吾鄉を觀て、而る後に王道の易易たるを知るなり。主人親ら賓及び介を速きて、衆賓自ら之に從ふ。門外に至りて、主人賓及び介に拜し、衆賓自ら入る。貴賤の義別かなり。……工入りて升歌三終すれば、主人之に獻す。笙入りて三終すれば、主人之に獻す。聞歌三終し、合樂三終し、工樂備るを告げ、遂に出づ。一人鱗を揚ぐれば、乃ち司正を立つ。其の能く和樂して流れざるを知るなり。賓主人に酬ひ、主人介に酬ひ、介衆賓に酬ゆ。少長齒を以てし、沃洗者に終はる。其の能く弟長にして、遺す無きを知る。……賓出で、主人拜送し、節文終遂す。其の能く安燕して亂れざるを知るなり。)

孔子の言を引き、王道實現の容易さの根據として、「鄉」の内容を述べる。それは「儀禮」では、飲前の儀の速賓から飲後の儀へという流れに相當する。引用部分は「荀子」樂論を原典とするものであり、その内容は殆ど同じだが、「荀子」では「孔子曰」三字が無く、「一人揚鱗」を「一人揚鱗」を作る。この「一人揚鱗」と「一人揚鱗」という行爲だが、「儀禮」では「一人揚鱗」は三段階の飲酒の中の一一番目

の旅酬に繋がり、「一人舉觶」は三番目の坐燕に繋がるように、その位置も内容も異なる。『荀子』では、司正が立つ前に二人が觶を擧げることになっており、「儀禮」とは異なる。そして、『禮記』の「一人揚觶」は樂賓が行われた後の行為となっているが、『儀禮』では樂賓の前に行われる。『儀禮』の「一人舉觶」は旅酬の發端であるから、『禮記』のように、司正を立てる直前にあつても問題はなく、むしろ後者が本来の姿ではなかつたとも考えられる。また「賓主人に酬ひ、主人介に酬ひ、介衆賓に酬ゆ」は、『儀禮』では飲酒の儀・第二段の旅酬に相當する。ただ、それが「少長齒を以てし、沃洗者に終はる」かは、「經」からは不明である。『儀禮』の「記」には、「主人之贊者、……無算爵、然後與」とあり、この主人の贊者が『禮記』の「沃洗者」に相當すると考えられる。「記」では、無算爵つまり坐燕の時に禮に參與するのであり、『禮記』との間に齟齬が生じる。そもそもこれは『荀子』樂論を原典とするもので、荀卿本人の記述ではなく後學の作であつても、内容は荀卿の思想を傳えると考えて差支えなからう。つまり、これは荀卿存命當時の鄉飲酒である。一般に、荀卿存命當時「儀禮」の祖型である「禮經」が存在していいた可能性はあるが、荀卿はそれを見ていないとされるから、この儀節の相違は時期と場所とに起因すると考えられる。

以上に、『禮記』郷飲酒義篇を『儀禮』郷飲酒禮篇との相違點を中心検討したが、①使用する飲酒器・②席次・③年齢による差異の存在・④荀卿當時の儀節の四點が『儀禮』とは異なる。このうち、郷飲酒の年齢に關する記述は『儀禮』郷飲酒篇には見當たらず、別なものと言える。

以上のように『禮記』郷飲酒義篇は郷飲酒という禮に關する説の集

成であるのに對して、『儀禮』郷飲酒禮篇は郷飲酒という禮の中のある一つの型を記載したものである。『禮記』郷飲酒義篇の内容は、「儀禮」郷飲酒禮篇とは別に存在する實際の郷飲酒、或いは「禮經」に固定される以前や、「禮經」に收録されなかつた郷飲酒を含む、郷飲酒に關する説の集成であると考えられる。

四 郷飲酒の諸相

『儀禮』郷飲酒禮が郷飲酒という禮の一亞種ならば⁽²⁸⁾、郷飲酒の名に包括される儀禮とは如何なるものか。「三禮注」以前について考察したい。

郷飲酒と解される文献上の記載は、その表記形式から「郷飲酒」「郷飲」と明記されるもの、「郷」のみ記するもの、「郷」字は無いがその内容から郷飲酒と判斷されるものに大別される。

『禮記』中には「郷飲酒」の語が數見する。經解篇には、

禮之於正國也、……以處鄉里、則長幼有序。……郷飲酒之禮、所以明長幼之序也。……郷飲酒之禮廢、則長幼之序失、而爭鬭之獄繁矣。⁽²⁹⁾（禮の國を正すに於けるや、……以て郷里に處らば、則ち長幼に序有り。……郷飲酒の禮、長幼の序を明らかにする所以なり。……郷飲酒の禮廢るれば、則ち長幼の序失はれ、争鬭の獄繁し。）

とあり、郷里に於ける長幼の序を明かにするための具體的儀禮として郷飲酒を位置付ける。同じく射義篇には、古者諸侯之射也、必先行燕禮。卿大夫士之射也、必先行郷飲酒之禮。故燕禮者所以明君臣之義也。郷飲酒之禮者、所以明長幼之序也。とあり、經解篇同様「長幼の序を明らかにする所以」とする。そしてここにあるのは、諸侯の示すべき君臣という身分差に對する卿大夫士

の示すべき年齢差としての長幼の位置付けである。この君臣と長幼の對應は『荀子』樂論篇及び『禮記』樂記篇では、「是故樂在宗廟之中、君臣上下同聽之、則莫不和敬。在族長鄉里之中、長幼聽之、則莫不和順。」とあり、宗廟に於ける君臣上下という身分關係に對して、族里鄉黨に於ける長幼という年齢を基準とする秩序として示される。しかし射義篇では、諸侯の燕禮に對して卿大夫士には鄉飲酒を借りたのであって、必ずしも鄉黨集團を背景に行われたとは言えないであろう。

『大戴禮記』盛德篇には

凡鬪辨生於相侵陵也。相侵陵生長幼無序而教以敬讓也。故有鬪辨之獄則飾鄉飲酒之禮也。(凡そ鬪辨は相侵陵するに生ずるなり。)

相侵陵するは長幼序無きに生じて教ふるに敬讓を以てするなり。故に鬪辨の獄有れば則ち鄉飲酒の禮を飾るなり。)

とあり、先の經解篇の記述とは論理が逆轉している。「鬪辨」の生じる所以として長幼の序の缺けることを挙げ、長幼の序を教えるための「敬讓」という位置付けを行う。「鬪辨之獄」を正す因子としての鄉飲酒、つまり「敬讓」を教え長幼の序の存在を示す禮であるとの見解である。この「敬讓」を教えるものであるという禮の意義は、鄉飲酒義篇にも見えている。ここで、鄉飲酒義・經解・盛德各篇に共通する、「鬪」の校生を防ぐ要因としての鄉飲酒といふ明らかになろう。ただ、鄉飲酒義篇では「尊讓」であることが争いを防ぐのであるが、經解篇では「長幼之序」によって争いを防ぎ、盛德篇は兩者の接合と言えども、概ね長幼の序による生活基盤である郷里にあって、その遵守を意義とする鄉飲酒と認識されている。また、鄉飲酒が長幼の序を具象化しているという認識は鄭玄以前の書である『白虎通義』にも見える。卷五鄉射には、

所以十月行鄉飲酒之禮何。所以復尊卑長幼之義。春夏事急、浚井次牆、至有子使父、弟使兄、故以事閒暇、復長幼之序也。(十月に鄉飲酒の禮を行ふ所以は何ぞや。尊卑長幼の義を復する所以なり。春夏事急、井を浚ひ牆を次ぐに、子の父を使ひ、弟の兄を使ふこと有るに至り、故に事閒暇なるを以て、長幼の序を復するなり。)とある。ここでは「尊卑長幼の義を復する所以」とあるが、その前提にあるのは「子の父を使ひ、弟の兄を使ふ」という家庭での尊卑長幼の序の亂れである。また同・禮樂には

朝廷之禮、貴不讓賤、所以明尊卑也。鄉黨之禮、長不讓幼、所以明有年也。

とあり、朝廷の禮に於いては貴賤、鄉黨の禮に於いては長幼とある時關係の存在が明らかである。『白虎通義』に於いては、鄉飲酒は鄉黨で行われる長幼の序を明らかにする禮であるが、その實鄉黨といふ地域共同體より父子・兄弟の血縁者間の年齢の差の遵守に重きを置くものである。

また、『白虎通義』に約百五十年先立つ『鹽鐵論』未通篇には「鄉飲酒之禮、耆老異饌、所以優耆耄而明養老也。(鄉飲酒の禮、耆老饌を異にするは、耆耄を優して養老を明らかにする所以なり。)」とある。老人を使役させる現状を批判する際に鄉飲酒を述べるが、養老の精神を明らかにする禮と認識されている。「耆老饌を異にする」とあるが、『儀禮』鄉飲酒禮篇にはこれに該當する記述は無く、『禮記』鄉飲酒義篇には年齢による俎豆の數の違いを記していたが、數の違いは饌の内容の違いにも繋がりうるものである。鄉飲酒義篇と同一の禮を指すとは斷定できないが、養老の禮と認識された鄉飲酒があることは明らかである。同・散不足篇には

古者燔黍食樽、而燔豚以相饗。其後鄉人飲酒、老者重豆、少者立食、一醬一肉、旅飲而已。……古者庶人糲食藜藿、非鄉飲酒腹臘祭無酒肉。（古者黍を燔き樽を食ひ、豚を燔りて以て相饗す。其の後鄉人の飲酒には、老者は豆を重ね、少者は立食し、一醬一肉、旅飲するのみ。……古者庶人は糲食藜藿にして、鄉飲酒腹臘祭に非ざれば酒肉無し。）

とある。民間の贅澤を批判するために古の例を擧げるのだが、その「鄉人の飲酒」の内容として「老者豆を重ね、少者立食し」とあるのは、未通篇同様養老の意義を抽出できよう。また「旅飲するのみ」とあることから鄉飲酒禮篇に見えたような獻酬の儀節が無いことが分かる。そして鄉飲酒とは、臘臘祭と共に庶人が參與し酒肉を食すことができる數少ない禮とされている。このように『鹽鐵論』に見えるのは、老者と若者の差が存在する禮であり、また庶民が參與する禮としての鄉飲酒である。これが古に實在した儀禮ではなく現状批判のための賢良の作爲を含むものであつたとしても、『論語』に見えた「鄉人飲酒」と同類の鄉飲酒の概念の存在が窺える。

また「鄉」一字で記すものとして『禮記』樂記篇には、

射鄉食饗、所以正交接也。

とある。同・仲尼燕居篇には

射鄉之禮、所以仁鄉黨也。食饗之禮、所以仁賓客也。

とあり、樂記篇の「交接」の對象或いは範囲を「鄉黨」と「賓客」とに分化したと考えられる。ここで鄉飲酒は鄉黨という地域社會を舞臺として行われる禮であることが再確認できると同時に、『儀禮』鄉飲酒禮篇は主人と賓の關係から「賓客に仁する」禮に相當するのではないかどうかという疑問が生じる。同・晉義篇には

中國古代に於ける鄉飲酒の概念形成について

夫禮始於冠、本於昏、重於喪祭、尊於朝聘、和於鄉射。此禮之大體也。（夫禮是冠に始まり、昏に本づき、喪祭を重んじ、朝聘を尊び、鄉射に和ぐ。此禮の大體なり）
とあり、「鄉射」は和合・安定といった觀念を有し、集團を舞臺とした禮と考えられている。同じく王制篇には

耆老皆朝于庠。元日習射上功。習鄉上齒。（耆老皆庠に朝す。元

日射を習ひて功を上る。鄉を習ひて齒を上ぶ。）

とあり、功を尊ぶ「射」に對して齒を尊ぶ「鄉」という認識が示される。先の鄉飲酒の解釋では長幼という相對的倫理を意義としたが、ここではまだ明確に對立觀念として捉えられていない年齢という基準が認められている。「鄉」を擧げる記述からは、社交上の規範であり引いては鄉黨という地域社會に於いて行う禮であるという認識と、年齢を尊重するという觀念を知らしめる禮であるとの認識が理解されよう。

他に狀況から鄉飲酒と判斷されるものがある。『論語』鄉黨篇には

鄉人飲酒、杖者出、斯出矣。

とあり、これは第一節で述べたように、「鄉飲酒」の名に鄉人の飲酒という概念を與えたものであり、鄉人の飲酒の場では、老者が退場すれば、それに從い退場するという孔子の行動が書かれる。ここより理解されるのは鄉人の飲酒という行為の存在と、老者が出席するという事實のみである。ここでは鄉人と飲酒の概念は明らかに分離しているが、では先の「鄉」で記された例は、この「鄉人飲酒」という行為を表すのであらうか。これについては後述する。

他に鄭玄注の根據として擧げた『周禮』鄉大夫・州長・黨正の記述がある。州長の禮については、射禮の前に飲酒が行われているとは考えられるが、「春秋には禮を以て民を會して州序に射る」という記述

は、射から獨立した郷飲酒を指してはいない。郷飲酒義篇孔疏は結局郷・黨の記述から推定するだけであり根據はない。また、黨正には「國鬼神を索めて祭祀すれば、則ち禮を以て民を屬め序に飲酒し、以て齒位を正す」とあつたが、これはただ「飲酒」と言ひ、「郷」字が無いが、郷の屬であると解せば郷飲酒と言える。注疏の四種の設定の根據の内、『周禮』郷大夫・州長・黨正には「郷飲酒」と明記しておらず、その郷・州・黨という単位から郷飲酒としたものである。このことからは「郷飲酒」「郷」という名で認識されない飲酒の禮の概念の存在が認められよう。

以上に「郷飲酒」「郷飲」「郷」の語と状況から郷飲酒と判断される例を挙げたが、禮が實行・生成される過程に於いて、それらを實践していた當事者たちに、明確な概念の分離は果たして存在するのである。考へるに、儒家が「禮」という學問の分野を形成してゆく上で、後世の立場から郷人の飲酒という行爲を禮として捉えたのが「郷」の名で現されているのであろう。そしてその意義は社交上の安定、更には郷黨という地域社會での關係の安定にあり、或いは年齢秩序を知らしめることにあると考えられた。それが「郷飲酒」の名になると、「長幼の序」を明らかにする禮であるとして、相對的的理念による秩序を具象化する禮としての意義を求めるのである。

そして郷飲酒とは『儀禮』『禮記』の篇名であることを意識するべきである。恐らく郷飲酒の名は『儀禮』に收録されている郷射との區別を明確にするために與えられた名であろう。そしてその内容は『荀子』に「吾郷を觀て王道の易易たるを知る」として記されていたものと類似していることから、それ以前は「郷」として知られていたと言える。しかし本來郷黨という地域社會で行われていた飲酒とは、例え

ば『鹽鐵論』に見えたような、庶人が參與する數少ない飲酒の機會であつたと考へられる。これは『周禮』に見える飲酒に繋がるものであろう。それとは別に『荀子』樂論篇・『儀禮』郷飲酒禮篇及び『禮記』郷飲酒義篇の一部に見える、賓と主人の關係を中心とした獻酬・旅酬・坐燕から成る整然とした禮が存在しているのは、恐らくはその郷での飲酒と何らかの接點はあつても、士大夫階級の行う儀禮として別個に確立されたものであろう。その目的は明確ではなく、集團からある特定の人物の差別化を圖つてゐるとしか言えまい。『儀禮』郷飲酒禮篇では賓・介を謀ることに始まつて、翌日に賓が謝禮を行ふとされるように、あくまでも中心はもてなされる賓にあり、『禮記』仲尼燕居篇で郷黨と賓客の禮に分別しているのとは異なるのが『儀禮』郷飲酒禮篇である。

それらの區別を失つて、齒を尊重する場であった郷黨という集團から、年齢を秩序の基準とすることを示す郷飲酒という認識が爲されてきたのではなかつたか。

『周禮』に見える中央に對する地方での飲酒と、儒家が「郷」と名づけた飲酒とは起源的には同一の禮であるかもしだれないが、「郷」という名の禮が儒家の間で確立され、それが「郷飲酒」へと名を變えてゆくことによつて、別個の禮となるのである。前者は行爲であつて、後者は意義を付與された新たな概念であり、同一の組上で論じることはできない。

結語

『儀禮』郷飲酒禮篇と『禮記』郷飲酒義篇の關係を中心に郷飲酒の概念について考察してきたのであるが、兩者の郷飲酒に對する定義

は、『周禮』の記述に基づき周代の行政區劃である郷・黨・州を舞臺に特定の時期にその各々の長が行う儀禮であるとするか、『論語』の記述に基づき地方集落で行われる飲酒とするのが從來の説である。しかし鄭玄に始まる前者の郷飲酒の設定は、既述したように「三禮」の概念世界より誕生したものにすぎない。一方後者はあまりにも漠然としており、少なくとも「儀禮」の記事については該當しない。なぜなら、「儀禮」に見える儀禮が郷飲酒の全容ではないからである。郷飲

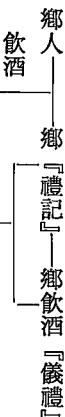
酒の中のある限定された型を書いたものが「儀禮」であり、それに類似する禮を含んだ郷飲酒に關する説の集成が「禮記」であることが、『儀禮』郷飲酒禮篇と「禮記」郷飲酒義篇との比較検討から理解できるのである。

郷飲酒に關する記述は、『禮記』『大戴禮記』『白虎通義』『鹽鐵論』

等に見え、その名稱は「郷飲酒」「郷飲」「郷」というように一定ではなく、長幼の序を明示する儀禮と解されたり、郷という場の交際の規範とされる傾向にある。また「郷」の字を冠さなくとも地方での飲酒の存在を仄めかすのが鄭玄による解釋の根據となつた『周禮』の記述である。しかし、これらがすべて同一の禮を對象にしているのではなく、起源的には同一かもしれないが、そこから派生展開して別個の儀禮となつたものが、後世まとめて同一の儀禮と目されることになったと考えられる。

以上のことを通じて明かになるのは、地域集團で行われる飲酒は、一つに限られたものではなく様々な場に合わせて行われていたのであるが、『儀禮』に見えるのはその中の限定された儀禮の型であり、それとそれに類する儀禮を指す郷飲酒の名は、その儀禮本體を離れて郷人の飲酒という幾分抽象的な概念を付與され、また「郷」というそ

の舞臺での年齢という秩序原理から、年齢秩序の具象化であると解釋される儀禮と混同されてゆく。そして鄭玄が「三禮注」を作るに至つて、周公が制定した郷・黨・州という行政區劃で行われる尊長耆老とする禮という新たな郷飲酒が設定されたのである。⁽³⁾



鄉人 ————— 郷飲酒 ————— 『禮記』 ————— 『儀禮』

本稿では「儀禮」「禮記」に記載されている郷飲酒を取り上げ、その概念及び解釋について考察してきた。殘る儀禮についてもその名稱の指しているもの、またその記載の多様性或いは一貫性に留意して検討してゆくことを今後の課題としたい。

注

- (1) 『禮記』冠・昏・郷飲酒・射・聘・燕の諸義に對して、「儀禮」士冠・士昏・郷飲酒・大射・郷射・聘・燕の諸禮が擧げられるが、前者の後者に對する記述内容・論述形式はそれぞれ異なり、前者各篇には記述内容・論述形式に關して一定の法則性が認められない。例えば、冠義篇は一見して「儀禮」士冠禮篇の記を展開したように思われるが、射義篇は「儀禮」大射儀・郷射禮篇を含めた射一般の解釋だとされる（孫希旦『禮記集解』）。

- (2) 間嶋潤一は「鄭玄に至る『周禮』解釋の變遷について」（『漢文學會會報』第三十五號）で、鄭玄の三禮學の原型は鄭衆の解釋にあると指摘するが、「三禮注」として明示したのは鄭玄であるから、筆者は鄭玄を創造者と捉える。

(3) 經文讀解上の儀禮の分節の方法には諸説あるが、今は吳宏一『鄉飲酒禮儀節簡釋』を参考に、連續する一つの儀禮の記述を飲前の儀・飲酒の儀・飲後の儀に分け、その後文を付記・明日の儀とし、それらの小目は胡培翬『儀禮正義』によつた。

(4) ここでは、賓・介のみを謀り、主人が門外に迎える際に賓・介には回數の差こそあれ拜するのに衆賓には揖することから「主人就先生而謀」

賓介」「主人一相迎于門外再拜賓、賓答拜。拜介、介答拜。揖衆賓」とある)、主人の賓・介と衆賓とに對する待遇の違い、即ち鄉飲酒禮に於ける賓・介と衆賓との格差の存在が認められる。

(5) この「酬」は、先の獻・酢・酬の正禮の場合とは作法が異なり、禪を用いる場合の動詞として使われている。

(6) 胡培翬は(5)までを第二段とするが、(1)の際に擧げられた禪を用いて(8)を行ふことを尊重し、ここでは(10)までを第二段とした。

(7) 徹俎の記述中に「邊者降席 席東南面」とあるが、それ以前に「邊

者」の語は見えない。「邊者」は「儀禮」では他に鄉射禮篇にのみ見える名である。鄭玄は「邊者謂此鄉之人仕至大夫者也。今來助主人樂賓、主人所榮而邊法者也」と言うが、「經」に「賓若有邊者諸公・大夫」とあり、諸公・大夫の場合には入門時に堂を降りて迎え「公如大夫入、主人降、賓・介降。復初位。主人迎、揖讓升。公升如賓禮」、俎を薦めている「若有諸公・大夫則使人受俎如賓禮」ことから、「邊者」は賓客とするべきである。

(8) この箇所は、儀禮の流れの内ではなく、「賓に若し邊者の諸公・大夫有

れば」という注意事項であるが、楊復『儀禮圖』はこれを一人擧禪の後に入れ、鄉射禮篇に大夫の記述があることと合わせて主人獻邊・邊酢主人の節を擧げる。吳宏一も一人擧禪の後に移動する。俎が薦められてことからは儀禮に獻邊の儀が存在することは明らかでも、「經」「記」共に主人獻邊・邊酢主人については記載がないことから、鄉飲酒禮篇に過ぎない。

於いては邊者の飲酒は眼目ないと考えられ、作者の意向を尊重すべきであろう。

(9) 諸公・大夫に對しては堂を降りて迎えるが(注(7)参照)、工・笙に對しては堂上で迎える。また「大夫：有諸公則辭加席。委于席端。主人不敬。無諸公，則大夫辭加席。主人對不去加席」とあって、諸公・大夫間では爵位が尊重されている。

(10) 「玄謂變舉言興者，謂合衆而尊寵之以鄉飲酒之禮，禮而賓之。」とある。

(11) 袁鈞『鄭氏佚書』及び孔廣林『通德遺書所見錄』は「總而言之，皆謂鄉飲酒」までを「三禮目錄」原文とするが、孔疏の下文に「知此篇合有四事者」と言い、自分が四事とした根據を鄭玄注から擧げているのであり、また本稿では引用していないが、「三禮目錄」の通例として「別錄屬某」で終わることから、王謨『漢魏遺書鈔』が「此於別錄屬吉事」までを「三禮目錄」とするのが正しい。なお『經典釋文』は「吉事」を「吉禮」に作るが引用はやはりそこで終わる。

(12) 鄭玄注では「故聖人制之以道」で節を切り、「鄉人士君子」を下文に付しているが、王引之『經義述聞』に從い、「故聖人制之以道鄉人士君子」とすべきである。鄭玄はこの句を後文の「尊於房戶之間、賓主共之」に付し、鄉飲酒の主人を指すと解して、鄉飲酒の主催者を注に示している。「鄉人」に三年大比の際の鄉飲酒の執行者たる鄉大夫、「士」に「三は則ち州長射を習ふに飲酒するなり」「四は則ち黨正蜡祭の飲酒」の州及び黨で行われる禮の執行者たる州長・黨正を當て、「君子」を卿大夫士とする。

(13) しかし『周禮』地官・敍官に「鄉大夫、每鄉卿一人、州長、每州中大夫一人、黨正、每黨下大夫一人」と各々の位が規定されていることからすれば、鄭玄が「鄉人」に卿である「鄉大夫」を、「士」に大夫である「州長・黨正」を、「君子」に「卿大夫士」を相當させるのは全くの付會に過ぎない。

- (14) 『儀禮』鄉射禮篇賈疏所引三禮目錄「州長、春秋以禮會民、而射於州序之禮」とある。
- (15) 『禮記』鄉飲酒義篇「合諸鄉封、教之鄉飲酒之禮」に「其鄉射、則州長春秋以禮會民、而射于州序之禮也」と注す。
- (16) 『禮記』王制篇「元日習射上功。習鄉上齒。」の鄭玄注には「鄉、謂鄉飲酒也。鄉禮、春秋習射、國蜡而飲酒養老。」と言い、蜡祭の際の養老の禮つまり黨正の飲酒としている。
- (17) 問鳴潤「鄭玄の周禮解釋に就いて」(東洋文化)復刊四十號に言及あり。
- (18) 劉師培「禮經舊說攷略」は、「儀禮」鄉飲酒禮篇に對する鄭玄の定義を、已に「周禮」を根據として誤りとしている。しかし、「周禮」鄉大夫の「賓興」の「賢能」を黨正・州長の書する所とするのは、「周禮」に整合性を求めてのことであろうが、早急に過ぎる。また、「儀禮」鄉飲酒禮篇の明日の儀を鄉射禮篇の記述より解し、更に鄉大夫が翌日鄉射禮を行うという記述を、「儀禮」鄉射禮篇が鄉飲酒禮篇とはば同じ儀節を持つ事から、一日間に「儀禮」鄉飲酒禮と「儀禮」鄉射禮を行うことは無いとする。
- (19) 川原壽市も「鄉飲酒禮とはいわば鄉黨の飲酒禮で、天子諸侯の宮廷の燕禮に對して、凡そ地方に於いてする邑里での宴飲である。」(『儀禮釋放』第三冊)と述べ、呂大臨を踏襲する。
- (20) 池田末利は既述の四種の規定を擧げ、「儀禮」鄉飲酒禮を「要するに呂氏かいうように當初は鄉人の聚會の際の飲酒であったのが、後に儒教化して學校制度と關係づけられたものと考える。」(『儀禮』I)とする。
- (21) 「主人坐取饌于俎、降洗。…卒洗。…主人實饌酬賓。」とある。
- (22) 「賓西階上北面、坐卒爵興。」とある。
- (23) 「賓西階上立。主人實饌。…坐奠饌于席西。賓辭坐取饌復位。…賓…坐奠于席東、復位。」とある。
- (24) 『禮記』禮器篇に「有以小爲貴者。宗廟之祭、貴者獻以爵、賤者獻以散、尊者舉觶、卑者角。」とあり、宗廟の祭についての記述ではあるが、飲酒器は貴賤・尊卑という禮の基本である上下關係を示すとの認識が窺える。
- (25) 『禮記』明堂位篇には「昔者周公朝諸侯于明堂之位。天子負斧依南鄉而立」と、天子が南鄉して立つという記述があるが、これと何らかの關係があつた可能性も考えられよう。
- (26) 郭嵩焘『禮記質疑』は「記」の「立者東面北上、若有北面者東上」を「五十者立侍」に想定し、劉師培は賓・介・衆賓を「六十者坐」とし、やはり「記」の「立者」を「五十者」だとする。しかし鄉飲酒義篇では「以」政役を聽くのであり、鄉飲酒禮篇にはそのような事象は認められない。
- (27) 常盤井賢十「荀子經說考」(支那學)第六卷、第一號)他。
- (28) 『儀禮』鄉飲酒禮篇については、饗禮との關係があると指摘される(劉師培前掲書・楊寬「『鄉飲酒禮』與『饗禮』新探」『古史新探』中華書局、一九六五年)。
- (29) 「鄉飲酒之禮廢」以下は『大戴禮記』禮察篇にも見える。
- (30) 鄉飲酒義篇では、主人と賓との入門から堂上に至る過程の揖讓の行為を「尊讓」とし、また飲酒の際の行為を「席末に於いてするは、是れ席の正は、専ら飲酒の爲めに非ざるなり。禮を行うが爲めなり」とした上で、「禮を先にして財を後にするの義」を示すことにより「民敬讓を作して争はず」として捉える。
- (31) この認識は『漢書』禮樂志にも見え(「有交接長幼之序、爲制鄉飲之禮、…鄉飲之禮廢、則長幼之序亂、而爭鬭之獄蕃。」)、漢代經學上の基本的見解のようである。
- (32) 『禮記』禮運篇には「孔子曰、…是故夫禮必本於天、殷於地、列於鬼神、達於喪祭。郊冠昏廟。」とあり、昏義篇に見える冠・昏・喪祭・朝聘・鄉射は、順序は異なるが禮運篇に於ける禮の内譯と一致してお

り、禮運篇の記述を受けて書かれたか、同一人物の作であると考えられる。先の樂記篇では射鄉と共に食羹が擧げられていたが、ここではそれは存在しないことなどから禮の區分には數種あることがわかるが（王制篇には「六禮、冠・昏・喪・祭・鄉・相見」とある）、「禮記」の諸義篇の構成内容は禮運篇に近く、同じ學派の作である可能性がある。

(33) 射と鄉の關係についても論すべき點は大であるが、本稿では紙數の都合で取り扱わない。ただ、王制篇には「六禮、冠・昏・喪・祭・鄉・相見」とあり、先に擧げた記述では皆「射」も一項目とするのにここは「射」を擧げない。鄭玄はこれに注して「鄉、鄉飲酒・鄉射」とするが、「射」は恐らく禮ではなく技術としての射御として捉えていると考えられる。(つまり、「鄉」は「射」とは別であって、決して鄉射を含んだ禮を言うのではない。

(34) 「鄉」は、金文では饗・鄉と同一の字で表記され、その本來の意味は人が食物を聞にして向かいあうこと、共に食いつくこととされていて（羅振玉『殷虛文字類編』・加藤常賢『漢字の記源』）。その基本義からの意味の分離によつて三字ができるのであるが、「鄉」が郷里の意味となることについては、鄉飲酒を行う場からきた名稱であるという説（加藤・楊寬前掲論文・白川靜『字統』等）・向かい合うことが轉じて向かい合う集落を指すとの説（藤明保『漢字語源辭典』）・郷の采地を意味するとの説（白川靜『字通』）がある。「鄉」と稱される禮が存在するのは『荀子』樂論篇の「吾觀於鄉云々」という語や、王制篇の「習鄉尚齒」という語から明らかであり、「荀子」の「鄉」は、書かれている内容が「儀禮」・鄉飲酒禮篇に類似することから郷飲酒を意味していると考えられる。禮の名である「鄉」が郷黨を意味する語として用いられる理由について速断は避けるが、「鄉」そのものが郷黨での飲酒行為を表す語であり、郷黨という場と郷飲酒とは密接な關係にあることは疑いない。

(35) 川原壽市『儀禮釋攷』（第一冊）は、高堂生の傳えた「士禮」に「饗

禮」が存在した可能性を指摘するが、それならば「鄉飲酒禮」は「饗禮」との明確な區分を圖つたと考えられる。

(36) 『禮記』雜記下篇には「子貞、觀於蜡。孔子曰、賜也、樂乎。對曰、一國之人皆如狂。賜未知其樂也。」とあって、蜡祭の様子を記すが、ここに鄭玄は「蜡也者、索也。歲十有一月、合聚萬物而索之也。國索鬼神而祭祀。則纂正以禮屬民、而飲酒于序。以正齒位。於是時、民無不醉者、如狂矣。曰未知其樂怪之。」と注す。

(37) また『史記』儒林列傳には「故漢興、然後諸儒始得修其經義、講習大射鄉飲之禮。」とあり、漢の勃興當時に齊・魯の儒家が鄉飲酒及び大射を行つたことが見え、ここに講習對象としての鄉飲酒の存在が認められる。孔子世家には「孔子年七十三、以魯哀公十六年四月己丑卒。……弟子及魯人、往從家而家者、百有余室。因命曰孔里。魯世世相傳、以歲時奉祠孔子家。而講儒亦講禮鄉飲大射於孔子家。」とあり、孔子の死後魯の儒家は鄉飲・大射を學んだ事になつていて。禮の講習方法には讀經と容儀の二種あるが、これは容儀を指していくよう。この記述によれば、孔子の死後つまり春秋末から魯の國では鄉飲酒の講習が續いていたことになるが、これは漢初の儒家の禮の實習の起源を孔子の死後にまで遡らせ得傳統的なこととしていると考えられる（津田左右吉「儒教の禮樂說」『津田左右吉全集』第十六卷に指摘する）。そして、禮經を傳えた高堂生は魯の人物であり、おそらくここで講習している儒家の中に含まれていたであろうが、ここで實習される鄉飲酒が即ち『儀禮』・鄉飲酒禮篇であるかは不明である。「記」に「能を使ふ」とあつたのは、この實習の際に禮に秀でた者が行うということを指したとも考えられ、鄉飲酒が容儀のための儀禮であった時期もあるかも知れない。

(38) 鄭玄による鄉飲酒の定義は杜佑の『通典』にも踏襲され、そこでは周制と明記されている。後漢の鄭玄の世界觀の中で位置付けられた郷飲酒の概念は、唐代に至つても正當性を有していたと言える。